

京都さつきNEWS Vol.42

京都さつき法律事務所報 第42号 2024(令和6)年8月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入延寿堂第二ビル2階

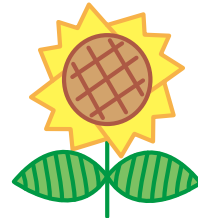
TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: https://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

暑中お見舞い申し上げます

2024年盛夏

京都さつき法律事務所一同



どうなる？ どう変わった？

離婚後の「共同親権」導入

弁護士 本條裕子

以前さつきニュースVol.39で「離婚後の親権制度の見直しについて」という記事を書きましたが（バックナンバーは当事務所ホームページからご覧いただけます。）、今年5月の民法改正により、離婚後の親権制度が大きく変わりました。

今回は、改正によって、離婚後の親権制度がどうなっているのかをQ&A形式で説明したいと思います。

Q. 今までと何が変わるの？

A. これまでは離婚時に、父か母かのどちらか1人を親権者と決めていましたが、1人だけを親権者とするか（単独親権）、2人とも親権者とするか（共同親権）を選ぶことになります。

改正民法819条は、父母の「双

方又は一方を親権者と定める」としていて、離婚時には、単独親権か共同親権か、どちらにするかを選ぶことになりました。

Q. 単独親権するか、共同親権にするかは、どうやって決めるの？

A. 夫婦が話し合いで、どちらにするかを決めます。その話し合いがまとまらないときは、裁判所にどちらにするかを決めてもらう必要があります。

協議離婚や調停離婚のときは、協議つまり話し合いで親権者を決定し（改正民法819条1項）、その話し合いがまとまらなかったときや裁判離婚のときは、裁判所が親権者を決定します（同条2項）。



Q. 裁判所は、どうやって単独親権か共同親権かを決めるの？

A. 子どもの利益のために、様々な事情を考慮して決めることになっています。また、①子どもへの虐待などのおそれがある場合や②父母間の暴力などのおそれがあり共同親権の行使が難し

いと認められる場合など、共同親権とすることで子どもの利益を害すると判断される場合は単独親権とされます。

改正民法819条7項は、親権者を定めるに当たっては、子どもの利益のために、父母と子どもとの関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないとし、このうち、①子どもへの虐待等のおそれがある場合や②父母間に暴力等のおそれがあり共同親権の行使が難しいと認められる場合など、共同親権とすることで子どもの利益を害すると判断される場合には、単独親権にするとされています。この虐待や暴力は、身体的なもの、つまり殴る・蹴るといった暴力行為に限らないとされていますが、それ以外の暴力（精神的暴力や経済的暴力等）があることについてどう主張・立証するかは難しい部分もあります。

Q. 共同親権になったら、子どもを育てている親は、何をしないといけないの？

A. 子どもに関することについて決めるときには、もう1人の親権者の同意を得ることが必要になります。ただし、子どものことすべてに同意が必要な訳ではありません。

改正民法824条の2は、「親権は、父母が共同して行う」ことを原則とし、ただし、一定の



場合は、単独で親権が行使できる、すなわち親権者の一方だけで決めてよいとしています。

親権者の一方だけで決めてよいとされているのは、まずは①「日常の行為」です。例として挙げられているのは、食事、習い事、選択、ワクチン接種などです。反対に、もう1人の親権者の同意が必要と考えられるのは、受験（進学先の決定）・転校、パスポートの取得、引っ越し（居住地の変更）、生命に関わる手術、などです。

次に、上記の同意が必要と考えられる場合でも、②「子どもの利益のために差し迫った事情がある場合」には、例外的に一方の親権者だけで決めてよいとされています。たとえば、緊急手術、DVや虐待から逃れるための転居、期限が迫った入学手続き、が挙げられています。

もっとも、この親権者の一方のみで決めてよいのかどうかについては、線引きに曖昧さが残ることは問題視されていて、この線引きを周知するガイドラインが作成される見通しです。

Q. 同意を求めても、もう1人の親権者が同意してくれないとき、返事してくれないときは、どうしたらいいの？

A. 裁判所に対して、意見対立を調整するための手続きを申し立てたり、単独で決めてよいと認めもらうための手続きを申し立てたりする必要があります。

もう一方の親権者が同意をしてくれなかったり、返事をしてくれない場合には、裁判所に対して、父母間の意見対立を調整

することや、単独で決定してよいと認めもらう手続きをとることが必要になります。具体的には調停や審判ですが、審理等に時間を要することが懸念されています。

Q. いつから改正民法が適用される（共同親権制度が始まる）の？

A. 2026（令和8）年5月までのどこかに始まることになっていますが、具体的な日にちはまだ決まっています。

この改正の施行は公布（2024（令和6）年5月24日）から2年以内と定められていますので、同日から2年以内のどこかで施行時期が決定されます。

Q. 共同親権制度が始まったら、それまでに離婚している夫婦にも影響はあるの？

A. あります。子ども本人や親権者でない親から、共同親権にしてほしいと裁判所に求めることができます（親権者変更の申立て）。

共同親権の制度が始まったからといって、これまでに単独親権が決定して離婚に至った場合も当然に共同親権になることはありません。ただし、子ども本人や親権者でない親から、家庭裁判所に対して、「共同親権にしてほしい」と申し出ることができます（改正民法819条6項）。このような申し出があった場合、裁判所は、DV・虐待の有無や養育費の支払状況等の経緯を考慮した上で、子どもの利益のために共同

親権にする必要があるかどうかを検討して判断することとされています（同条8項）。

※

このように、今回の変更で親権制度が大きく変更されたため、政府は、施行に向けて関係府省庁の連絡会議を設け、その

会合が今後行われていく見通しです。その状況は今後も追っていき、必要に応じてお知らせしますね。

雑感 いろいろ

弁護士 山下信子

預金の解約

最近、定期預金を解約する顧客に対し、使い途を聞くのが銀行実務になっているようです。



2023年秋、司法研修所同期の友人らと
@出雲のお蕎麦や

これには、いろんな対応があります。

「自分の金を何に使おうが勝手や。なんであんたに言わなあかんねん！」と抗議する対応、「アタシのヒミツを知らない人に言うのはイヤなんです」と繰り返す対応、「何法の何条にもとづく質問ですか？」と質問に質問で返す対応（最後の方法の場合、奥から支店長代理が出てきます）。

少し前の銀行は、「法律は後で確認するとして、とりあえず答えてください」とか、「こうすることになっているんで」と強気で返していました。しかし、

さすがにこれには苦情が多かったのでしょうか。最近は、「立ち入った質問で恐縮ですが…」、「こういう質問をする権限が当方にあることとは重々承知しておるのですが…」と前置きしたうえで、「特殊詐欺からお年寄りを守るためですので答えてください」、「ご承知のようにマネーロンダリング（資金洗浄）のチェックが必要ですのでお聞かせください」と言うように質問の仕方を変えて来ています。「ワタシはまだ年寄りではない!」、「庶民の僅かな預金がマネーロンダリングのはずがない」と言っても、銀行は粘り強い。「警察のご指導です」、「これでお客さんを詐欺から守れたケースもあります」と言われて根負けする人も結構い

本條弁護士とタクシー

弁護士 山下信子

タクシーに乗ったとき、私が運転手から話しかけられることはほぼないが、本條は例外なく運転手から、「いいお天気ですね」と話しかけられる。本條が美人だからだろうが、本條はただの美人ではない。運転手に対し、「そうで

すね。いいお天気で気持ちがいいですね」と笑顔で、かつ、ひと言添えて返事をしてあげる。すると、コワモテの運転手が、とろけるような笑顔に豹変し、妻には発しないであろう優しい声で、タクシーならではの情報をいじらしいほど健気に教えて

くれるのだ。この舞い上がり様は、まるで観音様の「施し」を受けて昇天する「衆生」である。

私が本條と一緒にタクシーに乗るのは、たいてい難しい面談に赴くときであるが、この光景を見るのが毎回の楽しみである。そしていつの間にか緊張がほぐれている。本條は、どんなときでも、誰にでも、優しいヒトなのだ。

るでしょう。

夫によると、このことは、居酒屋でも話題になっているそうです。立呑み屋に集う呑兵衛たちは、「何に使いますか?」と聞かれたら、「ヨットを買いま

す!」と答えるのがCoolだという意見で一致したそうです。ヨットの値段を知らないおじさんたちの健気な皮肉としてCoolではあります。

「虎に翼」と食料「供出」

女性で初めて弁護士になった三淵嘉子さんがモデルの朝ドラ「虎に翼」が好調です。6月第1週は、ヒロインが大学時代の友人花岡判事と再会してから、彼が栄養失調死（餓死）し衝撃を受けるシーンまででした。

花岡判事は、敗戦直後の東京地方裁判所で、食糧管理法違反事件（闇米の売買などに従事した被告人の刑事事件）を担当していました。彼は、この法律が悪法であることはわかっていたが、この法律で人を裁く自分が闇米を食べるわけにはいかないと苦悩した結果、亡くなったのです（この話は実話に基づいています）。

第二次大戦中、食糧への国の統制が強まり、1942年に、国が農家に増産命令を出し、米などを「供出」させ、国民に配給する制度が始まりました。敗戦後も、無理な供出に対する農家の不満が噴出したこともあって食糧難が続き、食糧管理法は存続しました。そのため、多くの人が同法違反として取り締まりの対象になったのです。

私の母によると、戦後の方がひもじかったと言いますし、「担ぎ屋」（農村と都市を往復して闇米を運ぶ仕事）になった人が、JR奈良線の京都駅に入る手前の「電車がスピードを落とすところ」で、闇米を風呂敷ごと落

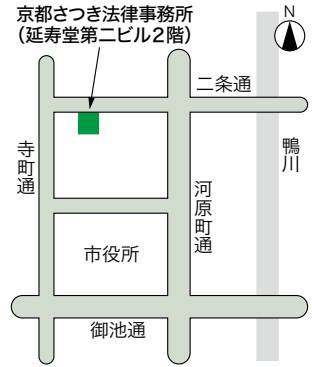
として取り締まりから逃げようとし、結局逮捕され米を没収される、そんな人が大勢いたそうです。「供出」「配給」「食糧管理」は、戦争、そして、食糧の生産や自由な取引を制限する強いイメージを想起させる言葉です。

ところで、「虎に翼」の放映と同じ今年6月、「供出制度の復活か!？」と言われる法律が成立しました。「農政の憲法」と言われる「食料・農業・農村基本法」の改正と「食料供給困難事態対策法」の新設です。

有事で輸入が止まり、米や小麦が不足するとき、政府は農家や販売者に対し、増産や「提出を指示」でき、従わない場合は罰金刑（つまり刑事事件になる）もあります。さらに食料不足が深刻化したら、政府は農家に「増産を指示」でき、従わなければ氏名を公表します。

ウクライナとロシアの戦争を見ていると「当然作ってよい法律だ」という論もあるでしょうが、これまでも「食料の安定供給」は「農政の憲法」の基本理念でした。そこから一歩踏み出し「安保農政」への転換を示した法律が、政治資金の裏金問題に気を取られているうちに、十分な議論をすることなく成立したことに、私は時代のうねりを感じます。

事務所へのアクセス



河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

さつきニュース42号をお届けします。お盆休みのひとときにお読みいただけましたら幸いです。

先日、依頼者の方から、40年前の小学校では、26度以上にならないとプールの授業をしないことになっていて、たびたびプールに入れぬ日があるので、落胆して泣いている生徒がいた、という思い出話を聞きました。そういえば、あの頃は夏でも涼しい日があったのに、40年の間に、日本の夏は暑くなりました。

さつきニュースの読者の皆さまも、お大切にお健やかに夏休みをお過ごしください。当事務所は、8月12日から15日までお盆休みをいただきます。

(弁護士 山下信子)

